

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 平成 28 年度最低賃金引上げ額の目安
2. 厚生年金保険に関する変更（平成 28 年 9 月 1 日～）
3. 雇用保険給付金関係の改正事項

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 平成 28 年度最低賃金引上げ額の目安

平成 28 年度の地域別最低賃金額改定の目安が取りまとめられました。

各都道府県を A～D の 4 ランクに分けて、それぞれのランクごとに引上げ額の目安を提示しています。

ランクごとの引上げ額の目安は以下のとおりです。

A ランク（東京、千葉、神奈川等）：25 円（昨年度 19 円）

B ランク（埼玉、静岡、茨城等）：24 円（昨年度 18 円）

C ランク（和歌山、北海道、新潟等）：22 円（昨年度 16 円）

D ランク（岩手、徳島、沖縄等）：21 円（昨年度 16 円）

※各ランクの都道府県は下記リンク先をご参照下さい。

今年度は全都道府県で 20 円を超える改定目安額となっていて、この目安どおりに決定されると

最低賃金が時給額で決まるようになった平成 14 年以降で最高の引上げ額となります。

ちなみに東京の現在の最低賃金は 1 時間あたり 907 円です。

平成 28 年度の最低賃金は 10 月以降、各都道府県ごとに順次決定されます。

今後の改定情報は次月以降のメールマガジンやフェイスブック等で随時お知らせします。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000131557.html>

（望月）

2. 厚生年金保険に関する変更(平成 28 年 9 月 1 日～)

(1) 厚生年金保険料率の改定

今年も厚生年金保険料率が 0.354% 引き上げられ、9 月分より 18.182% (本人・会社負担分は 9.091%) となります。社会保険料は原則として翌月支給の給与から控除しますので、10 月支給の給与から新保険料率で控除開始します。
なお、賞与からの社会保険料控除については、給与と異なり翌月控除という考えがないため、9 月に賞与が支給された場合、新保険料率で控除します。

また、9 月から、7 月に提出した算定基礎届で決定した標準報酬月額を適用します。改定後の標準報酬月額による給与からの保険料控除のタイミングは、前述の厚生年金保険料の控除と同じです。忘れずに、併せて変更しましょう。

(2) 資格取得時の本人確認事務の変更

9 月より、厚生年金保険の資格取得手続きの際に、年金事務所では本人確認の徹底のため住民票コードの確認が行われます。自治体へ住所変更の届出が遅れている等の事情で、資格取得届に記載した現住所から住民票コードが確認できない場合、年金事務所から会社へ住民票上の住所の確認が入ります。

年金事務所で住民票上の住所が確認できない場合は、資格取得が出来なかったり、手続きに遅れが生じることになるので留意しましょう。7 月に下記リーフレットが会社宛に送付されていますので、再度ご確認ください。

日本年金機構リーフレット

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2016/0720.files/20160715.pdf>

(中山)

3. 雇用保険給付金関係の改正事項

雇用保険関係の給付金は、毎月勤労統計調査(厚生労働省が実施する賃金や労働時間の調査)の平均定期給与額の増減をもとに、毎年 8 月 1 日から給付額等が変更されます。

育児休業給付金等の支給申請をされている方がいらっしゃる場合、従来の支給額から変更となることがありますので、ご注意ください。

(1) 高年齢雇用継続給付

・支給限度額

341,015 円→339,560 円(−1,455 円)

「支給対象月の給与額＋高年齢雇用継続給付の額」がこの金額を超えた場合、高年齢雇用継続給付の額から、その超過分が減額されます。

なお、支給対象月の給与の低下率が 60 歳前の給与月額の 75%未満となっても、この金額を超えていると高年齢雇用継続給付は支給されません。

・60 歳到達時の賃金月額

447,600 円→445,800 円(−1,800 円)

60 歳到達時等の給与額がこの額以上の場合は、60 歳到達時の給与額ではなく、この額を元に給与の低下率を計算します。

(2) 育児休業給付

・支給限度額(育児休業給付の支給単位期間(1 ヶ月)ごとの上限額です。)

支給率 67%の上限: 285,621 円→284,415 円(−1,206 円)

支給率 50%の上限: 213,150 円→212,250 円(−900 円)

(3) 介護休業給付

・平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業からは、支給率が従来の 40%から 67%に引き上げられます。

(8 月 1 日より前に介護休業を開始している場合は、8 月 1 日以降も 40%のままとなります。)

・支給限度額(介護休業給付の支給単位期間(1 ヶ月)ごとの上限額です。)

支給率 67%(8 月 1 日以降に介護休業を開始した場合)の上限: 312,555 円

支給率 40%(8 月 1 日より前に介護休業を開始している場合)の上限: 170,520 円→169,800 円(−720 円)

雇用保険継続給付の金額変更

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000130893.pdf>

介護休業給付の支給率、賃金日額上限変更

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material/_localhost/doc/kaigo_kyuhu.pdf

(佐藤)

<8 月 22 日(月)より、事務所を移転します>

【新事務所】

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-15-4 渋谷 Monostep ビル 5F

電話: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192

* 電話・FAX 番号が変更になります。

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆：望月孝次、佐藤貴之、中山貴子

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>
